

国土強靱化推進本部長等の賞状等の交付に関する規程

（令和 6 年 3 月 22 日）
国土強靱化推進本部決定案

（目的）

第 1 条 国土強靱化推進本部長及び国土強靱化推進副本部長（以下「国土強靱化推進本部長等」という。）による賞状等の交付は、国土強靱化に資するまちづくり、技術・製品・システム開発、教育活動や普及啓発活動等の取組に関し、顕著な功績のあった個人、企業又は団体に対して、その功績をたたえることにより、個人、企業及び団体を含めたオールジャパンによる国土強靱化の取組を加速させ、強くしなやかな国民生活を実現することを目的とする。

（交付の対象）

第 2 条 国土強靱化に資するまちづくり、技術・製品・システム開発、教育活動や普及啓発活動等の取組に関し、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる功績があったと認められる個人、企業又は団体に対して、賞状、感謝状、表彰状等（以下「賞状等」という。）を交付することができる。

- 一 国土強靱化推進本部長 極めて顕著な功績
- 二 国土強靱化推進副本部長 特に顕著な功績

（官職印の制定等）

第 3 条 前条に規定する賞状等が真正なものであることを認証することを目的として、国土強靱化推進本部長等の官職印を制定する。

2 前項の官職印の取扱いについては、国の行政機関において使用する公印の形式、寸法等に関する規則（昭和39年内閣訓令第1号）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 官職印は、内閣官房国土強靱化推進室次長が制定し（作成し、又は改刻することをいう。以下同じ。）、及び廃止するものとする。
- 二 官職印の寸法は、30ミリメートル平方とする。
- 三 官職印の登録は、内閣官房国土強靱化推進室において、それぞれ別記様式1及び別記様式2による届出書を内閣官房副長官補に届け出ることにより行うものとする。

四 官職印は、当該官職印を制定した者たる内閣官房国土強靱化推進室次長又はその指名する職員が保管しなければならない。官職印を保管する者は、紛失、盗難等の事故が生じないように官職印を厳重に保管しなければならない。

五 制定した官職印は、第3号の規定による内閣官房副長官補への届出を行った後でなければ使用することができない。

(専決処理)

第4条 国土強靱化推進本部長等の賞状等の交付に関する事項については、極めて重要なものを除き、内閣官房副長官補が専決処理することができる。

(その他)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、内閣官房副長官補が定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

別記様式 1

文 書 番 号
年 月 日

内閣官房副長官補 氏 名 殿

官職 氏 名

官職印作成（改刻・廃止）届について

国土強靱化推進本部長等の賞状等の交付に関する規程第3条第2項第3号の規定に基づき、国土強靱化推進本部長の官職印を作成（改刻・廃止）しましたので、別紙印影を添えてお届けします。

別紙

国土強靱化推進本部長の印

寸法

印材

使用開始年月日

廃止年月日

別記様式 2

文 書 番 号
年 月 日

内閣官房副長官補 氏 名 殿

官職 氏 名

官職印作成（改刻・廃止）届について

国土強靱化推進本部長等の賞状等の交付に関する規程第 3 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、国土強靱化推進副本部長の官職印を作成（改刻・廃止）しましたので、別紙印影を添えてお届けします。

別紙

国土強靱化推進副本部長の印

寸法

印材

使用開始年月日

廃止年月日